

令和 7 年度

屋久島町会計年度任用職員募集要項

【観光まちづくり課 観光推進係】

1 受付期間

令和 7 年 2 月 1 0 日（月）～令和 7 年 2 月 2 1 日（金）

※土日、祝日を除く。郵送の場合は必着です。

2 募集人数及び職務内容

職 種	募集 人数	主な職務内容
一般事務補助員 (屋久杉自然館)	若干名	屋久杉自然館の来館者に対する受付及び案内解説・事務業務

※募集人数は、職の設定状況等により変更になる場合があります。

3 勤務条件

任 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
勤 務 日	シフト制 月 10 日程度
勤 務 時 間	8:30～17:15 ※休憩時間 60 分あります。 うち、6 時間/日 ※応相談
休 日	施設休館日(第一火曜日・年末年始 12/29～1/1) 他シフト制
勤 務 場 所	屋久島町屋久杉自然館
給 与	月額 8, 8 4 2 円～ (4 月に改定予定) ※人事院勧告に伴う給料表の改定により、報酬額等が改定される場合があります。
諸 手 当	通勤手当(通勤距離に応じて変動あり) ※その他、一定の要件を満たした場合、各種手当を支給します。
社会保険等	該当なし
災 害 補 償	労働災害補償制度が適用されます。
休 暇	任用期間等に応じて年次有給休暇を付与するほか、条例等の定めるところにより、 病気(無給)・介護(無給)・結婚・忌引・夏季休暇等の付与があります。
服 務	会計年度任用職員は、一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各 規定が適用されます。
そ の 他	・給与等支給日 翌月 10 日 ・人事評価あり(2 回/年度) ・健康診断等受診及びストレスチェック受検必須

4 受験資格

応募にあたり、特別な資格は必要ありませんが、地方公務員法第 16 条の規定に基づき、以下に該当する方の受験はできません。

- ・禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・屋久島町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その団体を結成し、又はこれに加入した人

※地方公務員法が改正された場合は、その定めるところによります。

※外国籍の方も受験できます。ただし、合格した場合でも、任用日において就労が制限される在留資格の方は任用されません。

5 試験方法

面接日	書類選考、個別面接 事前に書類選考を行い、勤務条件と合致した方にのみ、令和７年２月２８日（金）までに面接日時等を連絡します。
試験内容	主として識見、職務適正、コミュニケーション能力等を評価します。

6 面接及び合格発表の日時・場所

面接日	令和７年３月初旬～中旬
面接場所	屋久島町役場 本庁舎
合格発表	令和７年３月下旬に合格者に通知します。 ※合否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。

7 応募の方法

提出書類	本町指定の申込書又は市販の履歴書（３か月以内の顔写真の貼付が必須） ※申込書は、役場本庁の各担当課と各出張所で配付します。また町ホームページからもダウンロードできます。 ※市販の履歴書にて申し込む場合は、希望する職種を書面に記入しておいてください。
提出期間	令和７年２月１０日（月）～令和７年２月２１日（金）の間
提出方法	以下のいずれかによる。 ①役場本庁、各出張所に持参する。 ②郵送する。（郵送の場合は、提出期間内に必着とする。） ③メールによる提出 記入した申込書又は履歴書をＰＤＦ（カラー）に加工したもの
申込先	【郵送の場合】 〒891-4292 熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20 屋久島町役場観光まちづくり課 観光推進係 屋久杉自然館担当 宛て 【メールの場合】 kankou@town.yakushima.kagoshima.jp （メールの件名に「屋久杉自然館会計年度職員応募」と記載をお願いします。）

8 個人情報の取り扱いについて

申込書及び履歴書に記載された個人情報については、屋久島町会計年度任用職員に係る採用試験及び任用手続きに必要な範囲内で利用します。

9 申込から採用まで

①申込書又は履歴書を提出 ⇒⇒ ②受付期間終了後、書類選考を行い、募集条件と合致した方のみ面接日時等を連絡 ⇒⇒ ③観光まちづくり課長等による面接を実施 ⇒⇒ ④合格発表後に採用となった場合、指定された初日に「任用通知書」を交付し、勤務開始。

・採用は、令和7年4月1日の予定です。

10 その他

- (1) この募集は、令和7年度予算が成立することを前提とした募集内容となっております。募集開始時点では令和7年度の予算は成立しておりません。今後の状況により、今般の募集内容が変更になる可能性があることをご了承のうえ、お申し込みください。
- (2) 合格者については、必要に応じて、健康診断書を提出していただくことがあります。診断結果により、合格を取り消すことがあります。
- (3) 合格発表後、受験資格のないこと又は申込書・履歴書の記載事項が正しくないことが判明した場合または任命権者が不適当と認めた場合に合格を取り消すことがあります。
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務したときに会計年度職員として正式採用となります。
- (5) 任用期間は、1会計年度になりますが、実地能力の実証の結果、再度任用・任期更新することが可能となっています。

【問い合わせ先】

屋久島町役場 観光まちづくり課
観光推進係 屋久杉自然館担当 矢野
〒891-4292
熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20
T E L 0997-43-5900(内線 256)
F A X 0997-43-5905